

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(中略) (寄附講座) 第22条 研究科又は専攻に、寄附講座を置くことができる。 2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。 (中略) (附置研究所) 第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。 化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 iPS細胞研究所 2 前項に掲げる研究所（以下「附置研究所」という。）の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。 3 附置研究所のうち、再生医科学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所及び霊長類研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p>	<p>(寄附講座及び共同研究講座) 第22条 研究科又は専攻に、寄附講座又は共同研究講座を置くことができる。 2 (同左)  (附置研究所) 第30条 } 2 } (同左) 3 附置研究所のうち、<u>化学研究所、人文科学研究所、再生医科学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所及び東南アジア研究所</u>は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p>
<p>(中略) (寄附研究部門) 第36条 附置研究所に、寄附研究部門を置くことができる。 2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。 (中略) (全国共同利用施設及びその長) 第45条 } (略) 2~7 } 8 第32条から第34条まで及び第36条の規定は、全国共同利用施設に準用する。 9 (略)</p>	<p>(寄附研究部門及び共同研究部門) 第36条 附置研究所に、寄附研究部門又は共同研究部門を置くことができる。 2 (同左)  第45条 } 2~7 } (同左) 8 } 9 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第 8 節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p>	<p>第 8 節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p>
<p>第 4 6 条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 <u>産官学連携センター</u> 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター 野生動物研究センター 文化財総合研究センター</p>	<p>第 4 6 条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館</p>
<p>2 前項の学内共同教育研究施設の目的は、当該施設規程の定めるところによる。</p>	<p>2 } 3 } 4 } 5 } 6 } (同 左) 7 } 8 } 9 }</p>
<p>3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p>	
<p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議委員会の議に基づき、総長が任命する。</p>	
<p>5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。</p>	
<p>6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。</p>	
<p>7 第 3 2 条 (第 2 項を除く。) から第 3 4 条まで及び第 3 6 条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。</p>	
<p>8 学内共同教育研究施設に置く教授会の名称は、協議委員会とする。</p>	
<p>9 前各項に掲げるもののほか、学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。</p>	
<p>第 9 節 機構等 (中 略) (産官学連携本部)</p>	
<p>第 4 7 条の 7 京都大学に、産官学連携本部を置く。</p>	<p>第 4 7 条の 7 } 2 } (同 左)</p>
<p>2 産官学連携本部に関し必要な事項は、京都大学産官学連携本部規程 (平成 1 9 年達示第 4 3 号) の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	
	<p>附 則 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>